

令和8年度 社会福祉法人玉村町社会福祉協議会 事業計画

理念：「町民が寄り添い、支えあう町づくりの実現」

1 基本方針

価値観の多様化やライフスタイルの変化、家族や地域並びに職場等における人間関係の希薄化が、家庭や地域の生活に不安を生じさせています。こうした状況の中、本会は社会の変化や多様化するニーズへの感度をさらに高めながら、制度の枠にとらわれず、住民や地域の関係者ととともに「つながりづくり」に取り組むことが求められています。そして、その人らしい暮らしを地域で支えるため、本会が培ってきた機能やノウハウを活かし、地域の実情に応じたさまざまな活動・事業を積極的に企画・実施していく必要があります。

- (1) 地域住民を含めたあらゆる主体と連携・協働しながら「地域共生社会」の実現に取り組む
- (2) 対応すべきニーズを明らかにしながら、地域で必要とされる支援活動を主体的に取り組む
- (3) 法令遵守の徹底、危機管理の強化をはかる
- (4) 職員の専門性の向上や連携・協働等を強化し、組織全体の総合力を向上させる

2 重点事項

- (1) 地域の実情に合わせて、地域住民やその組織、非営利団体や社会福祉法人、企業、行政等と重層的かつ効果的に連携・協働し、地域生活課題に対応する
- (2) 福祉と防災を一体的に進め、地域共生社会づくりが防災・減災、被災者への支援等につながることへの理解促進をはかる
- (3) 災害時の福祉支援活動や感染症発生時への対応力を強化するとともに、関係機関や行政等と連携・協働し、地域への支援を継続的に行える福祉現場づくりに取り組む
- (4) なぜ福祉が必要なのか、地域住民や地域社会に本会が果たす使命・役割について、広くわかりやすく情報発信する
- (5) 厳しい経営が見込まれる介護保険事業・障害福祉サービス事業の「運営の透明性」を確保し、開かれた事業所づくりと職員の専門性の向上を行い、収入の増加と安定した財政運営に努める

3 実践事業

(1) 社会福祉事業

① 地域福祉事業

ア 法人運営事業

- ① **社協広報及びホームページ**、町広報紙等の媒体を活用し、地域住民や地域社会に本会が果たす使命・役割を明らかにするとともに、地域福祉に関する情報を発信し福祉意識の高揚をはかる。
- ② 地域住民を中心とした「人と人のふれあいの場」・「協働の場」の構築をはかる。
- ③ 災害発生時において被災者並びに要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）の避難・安否等の確認、生活支援を的確に行うため、関係機関や行政と協力・協働し、**災害救援活動並びに避難移動支援活動事業**を実施する。また、平時から地域住民・行政・関係機関と連携し、防災訓練や災害時支援を見据えた取り組みを行い、「災害時も支え合う地域づくり」の体制を整備する。
- ④ 企業や町民の方から社会貢献の一環として寄付していただいた食品を生活に困窮されている方々に配給する**食料等配布事業**を実施する。
- ⑤ 在宅の要支援者（高齢者・障害者等）の所在不明時における、安否の確認及び安全確保のために**要支援者探索活動事業**を実施する。

- ㉔ 在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に、入通院や買い物等日常生活の利便をはかるとともに、社会参加できる機会を提供できるよう、**在宅福祉移送サービス事業**を実施する。
- ㉕ **長寿会**活動の促進と充実した事業推進をはかり、高齢者の仲間づくりと健康づくり、環境美化、世代間交流等、幅広く地域福祉に貢献する活動に取り組む。
- ㉖ **ボランティア連絡協議会**の活動の促進と充実した事業推進をはかり、人と人とのつながりを構築し、安心して暮らせる明るい地域づくりに努める。
- ㉗ 生活困窮者自立相談支援事業や他関連機関と連携し、援助が必要な世帯等に**生活福祉資金貸付事業**の利用を推進する。
- ㉘ 車椅子を在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に無料で貸し出し、日常生活の援助をはかり、その介護を行う家族等の負担を軽減するため、**車椅子貸出事業**を行う。
- ㉙ 車椅子を必要とする要支援者（高齢者・障害者等）にスロープ付自動車を無償で貸し出し、日常生活の利便性をはかるため、**福祉車両貸出事業**を行う。
- ㉚ 生活のしづらさを抱えた地域住民を包括的に支援する仕組みをつくり、地域におけるさまざまな福祉課題及び生活課題に対応するため、県内の社会福祉法人及び関係機関・団体と連携・協働し、地域貢献活動事業として、**群馬県ふくし総合相談支援事業**を行う。
- ㉛ 町が実施する**重層的支援体制整備事業**と連携・協働し、地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題、身寄りのない高齢者等の抱える課題、認知症高齢者の増加に伴うニーズへの支援を強化する。
- ㉜ 災害時の相互応援や協働しての公益的な取り組みの推進、町内の福祉課題解決に向けた取り組み等を目的とした、**玉村町社会福祉法人・社会福祉施設連絡会**を運営する。
- ㉝ 事件・事故、災害等から町民を守るため「**みんなでつくろう安全・安心の町**」広報活動を実施し、住み慣れた地域で安全安心な生活を確保するとともに、お互いに支え合う地域社会を実現する。
- ㉞ 町内各地域が取り組んでいる支え合い活動を支援することを目的として、本会が所有する自動車を貸出す**地域支え合い車両貸出事業**を行う。
- ㉟ **評議員会及び理事会**の開催
- ㊀ **監事による監査の実施**
- ㊁ **評議員選任・解任委員会**の開催
- ㊂ **職員研修会**の開催
- ㊃ **職員健康診断の実施**
- ㊄ 自主財源確保に向けた**財務運営・管理**の強化
- ㊅ **リスク管理**や**コンプライアンス**に関する管理体制の整備
- ㊆ 計画的な職員採用・異動等の**人事管理**

イ 共同募金事業

- ㊇ 町民の自発的なたすけあい精神を基調とした社会連帯、相互扶助精神に基づいた地域住民の自主活動を推進するため、**玉村町共同募金委員会事務局**を運営し、共同募金運動の啓発活動に努める。
- ㊈ **赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金**を地域福祉充実のために適正に配分し活用する。
- ㊉ 「困りごとを放っておかない、だれも孤立しない、つながりをたやさない社会づくり」を目指し、新たな地域生活課題に対応するための財源として、募金が地域で取り組む福祉活動の支援に役立っていることを理解していただくために、募金の使いみちの「目に見える化」を推進する。

ウ 心配ごと相談事業

心配ごと相談事業を充実させ、社会福祉の向上をはかり、町民の幸せな家庭生活の確立を目指す。

エ ボランティアセンター事業

- ㊊ **ボランティアセンター**を拠点とし、活動に関する情報誌の発行、相談、登録、斡旋、入門

講座の開催等、事業の充実をはかり、住民参加型の在宅福祉サービスを促進するとともに、各種行事等に積極的に参加するよう推進する。

- ① 児童・生徒を対象に、**福祉に関する教育の場**を提供する。
- ② 在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に、ボランティア活動による援助協力を行う。
- ③ 災害が発生した場合、災害規模及び被災状況に応じ、被災者並びに要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）の避難・安否等の確認、被災地の復興、行政との協力・協働、平常時と同様な各種福祉サービスを提供できるよう、ボランティアや地域住民の支援を得ながら**災害ボランティアセンター**を設置する。

オ 給食サービス事業

支援を必要とする一人暮らし高齢者等（75歳以上）に、食事を毎週定期的に提供し、健康維持・疾病予防、安否の確認、地域住民との交流、孤独感の解消等をはかるため、**給食サービス事業**を実施する。ただし、自然災害、感染症のまん延等の影響により、食事を毎週定期的に提供できない場合は、安否の確認を実施する。

カ シルバー人材センター事業

軽作業を通して、高齢者の健康維持、生きがいづくり、仲間づくりを促進するために**シルバー人材センター事業**を実施する。

キ つなぎ資金貸付事業

つなぎ資金貸付事業により、臨時支出の捻出が困難な低所得世帯につなぎの資金として貸し出し利用していただく。

ク 高額療養費貸付事業

高額療養費貸付事業により、医療保険の高額療養費（自己負担分を超えた費用）を一時的に貸し出し利用していただく。

ケ 買い物支援サービス事業

交通機関の不便性、交通手段が確保しがたい高齢者、買い物が困難な地域に居住する高齢者を対象とし、社会福祉法人の「地域における公益的取組」として、施設の送迎車両を有効活用し、地域社会に貢献できるよう**買い物支援サービス事業**を実施する。

コ 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

高齢者や障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉サービスを利用するお手伝い、日常的な金銭管理をお手伝い等の**福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)**を実施する。

②介護保険事業

ア 居宅介護支援事業

要介護状態または要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、**居宅介護支援事業・介護予防支援事業**を実施する。

イ 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援及び介護予防サービスを充実させ、地域における支えあいの体制づくりを推進するため、**生活支援コーディネーターを配置**するとともに、地域福祉に対する理解者と協力者を増やせるよう、情報共有・連携及び協働、事業の企画立案等を推進する**協議体**の運営を強化し、**生活支援体制整備事業**を実施する。

③障害福祉サービス事業

ア 障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者の虐待にかかわる通報や届け出、相談・指導及び助言、虐待の防止や早期発見、適切な対応等様々な支援活動を行う。

イ 災害時に行政が設置する一般の指定避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）に**福祉避難所**を「障害者福祉センターたんぼぼ」に設置する。

ウ 指定管理者制度による施設（障害者福祉センターのばら）の管理運営を行う。

エ 就労継続支援事業のばら・たんぼぼ

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う**就労継続支援事業**を実施する。

オ 生活介護事業のばら・たんぼぼ

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するため、**生活介護事業**を実施する。

カ 地域活動支援センター事業たんぼぼ

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場として**地域活動支援センター**を運営する。

キ 相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、また障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行うため、**相談支援事業**を実施する。

ク 日中一時支援事業

心身に障害のある方を一時的に預かり、日中活動・日常訓練の場を提供するとともに、家族の就労支援や一時的な休息が取得できるよう**日中一時支援事業**を実施する。

ケ 地域生活支援拠点事業

障害児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の対応、地域の体制づくり等）を地域の実情により整備し、障害児者の生活を地域全体で支える**地域生活支援拠点事業**を実施する。

(2)公益事業

① 生活困窮者自立相談支援事業

失業、健康、障害、家族介護、育児等による問題を抱え、さらに家族や地域の支えが少なく、経済的に困窮されている世帯等に、総合相談・生活支援に取り組む**生活困窮者自立相談支援事業**を実施する。

(3)その他必要な事業